

### 3 . 対象とする災害等

災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて密接な関連性があることから、市において所沢市災害対策本部、所沢市新型インフルエンザ等対策本部、その他これらに準じた組織が設置される災害基準等を概ね準用することとし、議会BCPが対象とする災害等(以下「災害等」という)は、次表のとおりとする。

種別	災害等基準
地震	・市内で震度6弱以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき
風水害 火山災害	・暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、噴火、地滑り等により局部的又は広範囲な災害が発生したとき、又はその恐れがあるとき
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重篤な影響を与える恐れのあるものが発生したとき
その他	・上記自然災害のほか、大規模な火災、爆発、テロ行為等により相当規模の被害が発生したとき、又はその恐れがあるとき ・その他議長が必要と認めるとき